

事 務 連 絡
令和3年10月19日

各介護サービス等事業所 御中

愛知県国民健康保険団体連合会
介 護 福 祉 室

新型コロナウイルス感染症対応加算の終了に伴う介護給付費等の請求について

日ごろから本会の事業運営につきまして、ご理解とご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年度介護報酬改定に伴う新型コロナウイルス感染症対応として、令和3年4月サービス分から令和3年9月サービス分までは各サービス種類の所定単位数の千分の一に相当する単位数の算定が必須とされておりましたが、令和3年10月サービス分以降については、当該上乗せ分の請求を行った場合、本会の審査において対象明細書ごと返戻となり、翌月の介護報酬等の支払対象となりません。

つきましては、令和3年11月審査以降、介護給付費等を請求する際には、サービス提供月ごとに当該加算の有無を確認したうえで請求いただきますようよろしくお願いいたします。

※本事務連絡につきましては、本会ホームページにて確認ができます。

ホームページアドレス：<https://aichi-kokuho.or.jp/nursing/careoffice.html>

担当：介護保険係 TEL：052-962-1307
